

障害厚生(共済)年金について、ご存じですか？

組合員が一定の障害状態になったときに支給される年金です。
制度について簡単に紹介しますので、該当しそうな方は、ご相談ください。



【受給要件】

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

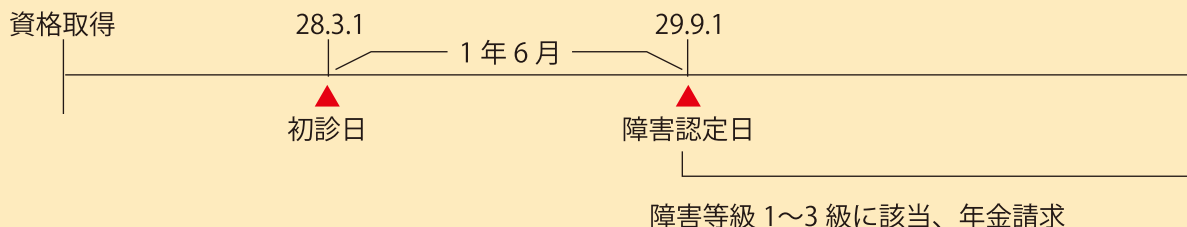
- ・その傷病の初診日(注1)に組合員であること。
- ・障害認定日(注2)に障害等級1～3級(注3)に該当する障害の状態にあること。
- ・保険料の納付要件を満たしていること。

(注1)「初診日」とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

(注2)「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6月経過した日又はその期間内にその傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日

(注3)「障害等級1～3級」は、障害者手帳等の等級とは異なります。

【事 例】



【特例7症例】

次の場合は特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。
(ただし、初診日から1年6月を経過している場合には1年6月となります。)

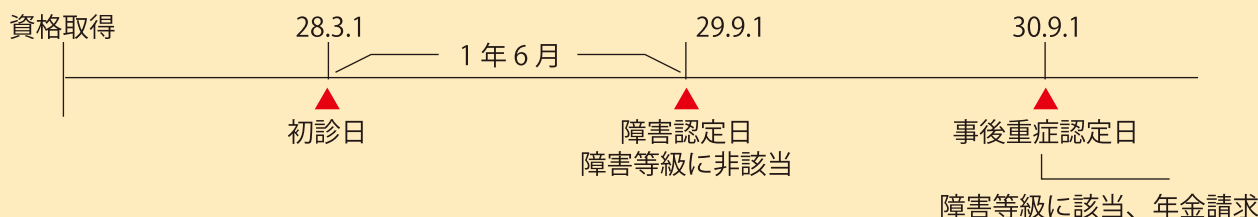
【特例7症例】

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 上肢・下肢を離断・切断したもの | → 離断・切断した日 |
| 2. 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの | → 挿入、置換した日 |
| 3. 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの | → 装着した日 |
| 4. 人工透析療法を施行したもの | → 透析開始から3か月を経過した日 |
| 5. 人工肛門を造設、尿路変更術を施行したもの | → 6か月を経過した日 |
| 人工膀胱を造設したもの | → 造設した日 |
| 6. 喉頭を全摘出手術を施行したもの | → 全摘出した日 |
| 7. 在宅酸素療法を行っている場合 | → 在宅酸素療法を開始した日 |

【事後重症制度】

障害認定日には障害等級に該当しなくても、その後65歳に達する前日までに障害等級1～3級に該当する障害の状態になったときには、当該期間内に請求することにより障害厚生年金が支給されます。

【事 例】



【障害基礎年金】

障害等級1～2級に該当するときは、国民年金法に基づく障害基礎年金も併せて支給されます。

年金担当 017-735-3263